

大阪府ドラゴンボート協会 会員規程

大阪府ドラゴンボート協会規約（以下「規約」という）の規定により、本協会(ODBA)の運営を円滑に行うため、必要な事項を次の通り定める。

第1条 会員資格

本協会(ODBA)の定めにより各種会員の登記登録を行った会員は、JDBA の登記登録会員同種目と同様の資格等を与える。

第2条 総会代議員・議決権

総会に出席できる登録団体会員等の代表委員数は、下記によるものとする。

- 1) 理事 一票の行使ができる。
- 2) 登録団体会員
 - 1 A 公認会員（公認登録団体）

登録人員数により代表委員数を下記の通りとする。

15～40名	1名が出席でき、一票の行使ができる。
41名以上	2名が出席でき、各一票の行使ができる。
 - 2 B 一般会員（一般登録団体）

登録人数にかかわらず、1名が出席でき、一票の行使ができる。
- 3) 個人会員 本協会(ODBA)の役員のみ一票の行使ができる。
- 4) 市町村協会会員 3名が出席でき、各一票の行使ができる。
- 5) 賛助会員 一票の行使ができる。
- 6) 特別会員 上記の会員種別に合わせ、同等の権利行使ができる。
- 7) 臨時会員 総会の傍聴のみ許される。

第3条 年度登記登録料

規約 第6条 第3項に規定する会員の年度登記登録料は次のとおりとする。

- 1) A 公認会員（公認登録団体）の年度登録料（特別会員を含む）
 - 1 公認会員（公認登録団体）の年度登録料は、年額10,000円とする。

但し、構成員数を15名以上とし、IDカード発行料として、構成員一名につき年額2,000円を徴収する。登記登録は、登録者名簿と構成員全員の顔写真（パスポートサイズ）2枚を添え申請を行う。
 - 2 登記登録者に「日本ドラゴンボート協会」の選手登録IDカードを発行する。
 - 3 登記登録IDカードの有効期限は、登記登録日に関係なくその年度のみとする。
- 2) B 一般会員（一般登録団体）の年度登録料
 - 1 年度登記登録料は、構成員数に関係なく、年額10,000円とする。
- 3) 個人会員
 - 1 年度登記登録料は年額2,000円とし、IDカード発行料として年額2,000円を徴収する。
 - 2 個人会員登記登録時に、顔写真（パスポートサイズ）2枚を添え申請を行う。

- 3 個人会員登録登録者に「日本ドラゴンボート協会」の選手登録 ID カードを発行する。
- 4 選手登録 ID カードの有効期限は、登記登録日に関係なくその年度のみとする。
- 4) 特別会員は前項 1)、2) に準ずる。
- 5) 市町村協会および賛助会員の年度登録料は別に定める。
- 6) 臨時会員の年度登録料は下記のとおりとする。
団体会員・・・5,000円、 個人会員・・・ 500円
(但し、6ヶ月以内とする)

第4条 加盟団体の安全等に関する報告等

- 1) 加盟団体が保有するドラゴンボート等で練習または体験乗艇等を行う場合は、次の各号についてあらかじめ本協会(ODBA)の承認を得なければならない。
 - ①艇の種類、数量及び所有者と保管場所(賃貸の場合は契約書写しを添付)
 - ②練習または体験乗艇等を行う水域と期間・時間
 - ③関係諸官庁への届出
 - ④安全確保に関する方策
 - ⑤緊急時の対応マニュアル
 - ⑥近隣住民等周辺環境への配慮
- 2) 緊急事態等が発生した場合は自らが全てを解決しその経緯を本協会(ODBA)に報告しなければならない。なお、緊急事態等の原因・結果に対して本協会(ODBA)にその責を求めることはできない。
- 3) 体験乗艇または各種イベント等を開催または運営協力等をする場合は第1項各号に加えて実施日の90日前までに企画書、30日前までに実施計画書を本協会(ODBA)に提出し承認を得ること。また、終了後30日以内に実施報告書を提出することを原則とする。
- 4) 承認、報告等は別に定める様式による。

第5条 競技会出場

- 1) 出場申込時の参加者名簿に記載の無い者の乗艇は出来ないものとする。
但し、クルーメンバーに変更がある場合は監督会議前および当日の開会以前に大会競技本部に競技者変更届を提出すること。
- 2) A 公認会員(公認登録団体)チームの本協会(ODBA)および JDBA 主管・主催大会への上場について下記の通り定める。
 - 1 出場申込書に、選手登録 ID カードナンバーを記載し、乗艇時には登録 ID カードを提示し、招集員の確認を受けなければならない。
 - 2 入れ替えメンバーは、A 公認会員の構成員としての登録者であり選手登録 ID カードのナンバーがなくてはならない。また、当該競技会の中で変更が出来るのは1回のみとする。

第6条 **個人会員のレース出場**

個人会員のみでクルーを編成して、大会に出場することができる。

第7条 **エントリー数の制限**

一つの登録団体会員から同一大会へのエントリー数は、1 カテゴリー：2 チームまでとする。

第8条 **招待レースへの出場資格**

本協会(ODBA)および JDDBA から ID カードを発行されている者だけが、IDBF 並びに ADBF が管轄する海外の選手権レースへの出場資格を有する。

第9条 **罰則**

本協会(ODBA)に所属する登録団体会員、若しくはその一部構成員や個人会員が、本協会(ODBA)および JDDBA の総則・規程・規則・細則に違反した場合は、口頭による注意、文書による注意、退場、資格停止、除名等の処分を科せられることがある。

この罰則は団体に対する場合や構成員個人に対する場合、両方に科せられることもある。

第10条 **大会役員を受託**

本協会(ODBA)登録の会員は、競技会等の運営に競技会役員として本協会(ODBA)より依頼された時は役員を受諾しなければならない。

第11条 **附 則 (本規程の施行日)**

2008年3月22日の総会にて承認

2009年3月15日定期総会にて一部改正